

香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針の改正について

令和 3 年 6 月 18 日に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」の対象が、公共建築物から建築物一般へ拡大するとともに、新たに設置された木材利用促進本部において改正法に基づく国の基本方針が策定されたことを受け、平成 24 年 3 月に策定した「香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」を今回改正するものである。

○ 香川県改正方針の構成 < 題名変更「**香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針**」 >

現行	改正	ポイント
<p>第1 県産木材の利用促進のための基本的な考え方</p> <p>1 県産木材の利用促進の背景</p> <p>2 県産木材の利用促進の意義</p> <p>第2 県産木材の利用促進のための施策</p> <p>1 県産木材の供給体制の整備</p> <p>2 県産木材の利用促進に向けた取組み</p> <p>第3 県が整備する公共建築物等における県産木材の利用の目標</p> <p>1 推進の基本方向</p> <p>2 整備する公共建築物での県産木材の利用の重点目標</p> <p>(1) 木造化に当たっては、</p> <p>(2) 木質化に当たっては、</p> <p>3 県産木材を利用した備品等の設置・購入</p> <p>4 建築以外の工事における県産間伐材の有効活用</p> <p>第4 県産木材の利用促進のための推進体制</p> <p>1 関係各課との連携</p> <p>2 庁内連絡会の設置</p>	<p>第1 県産木材の利用促進のための基本的な考え方</p> <p>1 県産木材の利用促進の背景</p> <p>2 県産木材の利用促進の意義</p> <p>3 建築物における県産木材の利用促進の基本的方向</p> <p style="text-align: center;">○ 県、市町、事業者、県民による取組</p> <p>第2 県産木材の利用促進のための県の施策</p> <p>1 県産木材の供給体制の整備</p> <p>③ 2 住宅における県産木材の利用の促進</p> <p>③ 3 建築物木材利用促進協定制度の活用</p> <p>4 県産木材の利用の啓発</p> <p>第3 県が整備する公共建築物等における県産木材の利用について</p> <p>1 公共建築物の木材の利用の目標</p> <p>2 公共建築物の木造化</p> <p style="text-align: center;">○ 木造化に取り組む公共建築物の範囲</p> <p>3 公共建築物の内装等の木質化</p> <p style="text-align: center;">○ 木質化を図ることが適切と判断される部分の例示</p> <p>4 県産木材を利用した備品等の設置</p> <p>5 建築物本体以外の工事における県産木材の利用</p> <p>第4 県産木材の利用促進のための推進体制</p> <p>1 庁内連絡会の設置</p> <p>2 推進体制</p> <p>③ 第5 公共建築物の整備等において考慮すべき事項</p>	<p>< 第1 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法の基本理念を踏まえて木材の利用を促進 ○ 中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域経済の活性化等へ大きく貢献 <p>< 第2 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに住宅での利用促進、木材利用促進協定制度の活用を追加 <p>< 第3 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木造化については、対象を低層の公共建築から、全ての公共建築物に拡大 ○ 対象範囲を明示 <p>< 第4 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物全般等における県産木材に関する情報や施策等の情報の共有を追加 <p>< 第3 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コスト等の考え方を追加